

2025年度ガス事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（254社）に対して実施した2025年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2025年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

① 託送供給収支

- ・2024年度監査において、引き続き、本省及び地方局所管事業者ともに、省令の理解不足、または単純ミスによる算定誤り等があり、これらの指摘事項が132件（2023年度は91件）あった。
- ・このため、2025年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないかを確認した。

② 体制整備等（法令の遵守状況の確認）

- ・過去の一送の情報漏えい事案を受け、2023年度監査から電気事業監査と同様に、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が30万個以上に限る。）における非公開情報の管理の用に供するシステムの情報管理を確認してきた。
- ・その結果、地方局所管事業者では、非公開情報を入手することができない者が、非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた事例があったことから、2025年度監査においても、継続して確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2024事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2025年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が実施した。

ガス事業法第 171 条第 1 項及び改正法附則第 33 条第 1 項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第 172 条第 1 項及び改正法附則第 34 条第 1 項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	44	11	37	82	8	4
現地立入監査実施箇所数	10	12	21	18	8	4
オンライン監査実施数	7	—	14	—	—	—
書面監査実施数	32	—	2	63	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	254
現地立入監査実施箇所数	15	6	3	16	2	115
オンライン監査実施数	4	2	—	—	—	27
書面監査実施数	—	6	—	13	—	116

※現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和 29 年通商産業省令第 15 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 21 号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第 54 条、第 80 条及び第 92 条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第 54 条の 8 及び第 80 条の 8 の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2025 年度において実施した監査の結果、48 事業者において 126 件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第 178 条第 1 項及び改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第 179 条第 1 項及び改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の算出誤り	1 (－)
② 財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り ・会計項目の整理誤り	23 (－)
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・特別損失の一部の配賦誤り	1 (1)
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	99 (3)
⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行	－

	為に関する監査	
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・省令で求められている規程及び計画が整備・運用 されていなかった	2 (一)
	合 計	126 (4)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第一百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2～5 （略）

（立入検査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～10 （略）

（勧告）

第一百七十八条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第一百七十九条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（権限の委任）

第一百八十九条 経済産業大臣は、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）、第七十一条第二項及び第

三項の規定による権限、ガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第七十二条第二項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する

○ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）〔抜粋〕

（権限の委任）

第二十一条 1～4 （略）

- 5 次の表の上欄に掲げる法第八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第七十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの （一）一般ガス導管事業者に関するもの （二）特定ガス導管事業者に関するもの （三）ガス製造事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長 特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長 液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長
二 （略）	

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に

規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。)間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給区域等」という。)における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの(次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。)に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給(以下「指定旧供給区域等小売供給」という。)を拒んではならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 (略)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(権限の委任)

附則第四十一条 経済産業大臣は、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第十二条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条から第三十四条まで並びに第三十六条第一項の規定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十九年政令第四十号)[抜粋]

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等(改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
- 4 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

○改正前のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)[抜粋]

(監査)

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	部門別収支	特別損失の配賦誤り	特別損失の一部を適正に配賦していなかった。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2.に基づき適切に配賦すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則 別表第1 2.
2	託送供給収支	営業収益の算定誤り	営業収益（償却分区域外工事負担金収入）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（7）に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（7）
3	託送供給収支	営業費用の算定誤り	高圧導管原価費用における控除額の誤りにより、営業費用（供給販売費及び一般管理費）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）①②に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①、②
4	託送供給収支	実績需要量の誤り	乖離率計算書における実績需要量を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 5.（4）に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.（4）
5	託送供給収支	託送収支計算書の非公開	託送収支計算書等に関し、期限内に公表を行っていないかった。	託送収支計算書はガス事業託送供給収支計算規則第10条に基づき適切に公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第10条

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
6	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	託送収支計算書における供給販売費の算定に誤りがあった。	供給販売費のうち直課すべき費用は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
7	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	託送収支計算書における供給販売費の算定に誤りがあった。	供給販売費のうち直課すべき費用は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
8	託送供給収支	託送収支計算書の非公開	託送収支計算書等に関し、期限内に公表を行っていないかった。	託送収支計算書はガス事業託送供給収支計算規則第8条に基づき適切に公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条
9	財務諸表	会計整理項目の誤り	需要開発費で整理すべき費用を修繕費で整理していた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、需要開発費として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
10	財務諸表	会計整理項目の誤り	固定資産の撤去等に係る費用を修繕費に計上していた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、固定資産除却費として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
11	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、①委託料が修繕費として、②附帯事業に係る費用が、一般管理費/修繕費として整理される等の誤りがあった。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、①委託作業費として、②附帯事業費用として、それぞれ整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
12	託送供給収支	託送資産算定の誤り	託送資産の算定にあたり、製造設備の一部を託送資産として整理していたため、託送資産が過大に算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2に定める算定方法に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2
13	託送供給収支	託送資産算定の誤り	託送資産の算定にあたり、期首残高の誤りや一般管理設備の一部が二重計上される等の誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2に定める算定方法に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2
14	財務諸表	会計整理項目の誤り	ガス料金に係る貸倒額が、営業外費用として整理されていた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、供給販売費/貸倒償却として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
15	約款の運用	内管工事費の算定誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款VI. 35に基づき、適切に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 35
16	財務諸表	会計整理項目の誤り	附帯事業に係る広告料や料理教室開催等の費用を供給販売費として整理していた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、附帯事業に係る費用は附帯事業費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	財務諸表	会計整理項目の誤り	給湯器や風呂釜等のLPガス事業に属する貸付資産等を業務設備や供給設備として整理していた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、附帯事業に係る設備は附帯事業設備に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
18	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、附帯事業に係る費用が、供給販売費／修繕費として整理されていた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、附帯事業に係る費用は附帯事業費用として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
19	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、附帯事業に係る費用が、①供給販売費／修繕費、②一般管理費／委託作業費として整理されていた。	ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、附帯事業に係る費用は附帯事業費用として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
20	財務諸表	営業外収益・費用の計上科目誤り	損益計算書の営業外収益・営業外費用に「再エネ賦課金」が計上されていた。	営業外収益・営業外費用の計上は、ガス事業会計規則別表第1に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 (収益－営業外収益、費用－営業外費用)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
21	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外収益・費用における計上誤り	「再エネ賦課金」を託送供給関連部門の収益・費用として計上されていた。	託送供給関連部門の収益・費用は、ガス事業会計規則別表第13.(3)(7)に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)(7)
22	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	「GHP再リース代」について、本来は「製造費－賃借料」で計上すべきところを、誤って「一般管理費－修繕費」で計上されていた。	営業費の計上は、ガス事業会計規則別表第1に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 (製造費)
23	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	「過年度減価償却費修正」について、誤って「一般管理費－雑費」に計上されていた。	過年度の修正分における計上は、ガス事業会計規則別表第1およびガス事業会計規則取扱要領第93に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 (営業外費用) (特別損失) ガス事業会計規則取扱要領第93
24	財務諸表	長期前払費用の会計整理誤り	長期前払費用にガスメーターが資産計上されていた。	固定資産の計上は、ガス事業会計規則別表第1に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 資産 I 固定資産 (1) 有形固定資産 供給設備－ガスメーター
25	託送供給収支	託送収支計算書上の供給販売費の配賦係数誤り	供給販売費を固定資産金額比で託送費用関連配賦を行うにあたり、適切ではない配賦基準を用いて算出していた。	託送費用関連配賦基準は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(2)①に基づき、適正に定めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
26	託送供給収支	雑収入の算定誤り	「営業外収益－雑収入」にガス事業以外の収益が計上されていた。	雑収入の計上は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第13. に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.
27	託送供給収支	託送収支計算書上の 運転資本の算定誤り	固定資産除却損について、営業費明細表の固定資産除却費（工事費等を含む）の金額をそのまま計上していた。	運転資本の算出は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第22. に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
28	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税について、本来計上されるべき金額と相違する額が計上されていた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）
29	財務諸表	勘定科目の整理誤り	適正な基準によって整理することが著しく困難でないにもかかわらず、損益計算書の供給販売費に附帯事業に係る費用が算入され、ガス事業と附帯事業に関連する費用が適正な基準によりそれぞれの事業区分に整理されていなかった。	ガス事業と附帯事業に関連する費用は、ガス事業会計規則第13条第1項に基づき、適正な基準によりそれぞれの事業区分に整理されるべきである。	ガス事業会計規則第13条第1項

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	財務諸表	勘定科目の整理誤り	損益計算書における一般管理費の租税課金に、利益に関連する金額を課税標準とする事業税及び追徴税額が算入されていた。	損益計算書における一般管理費の租税課金は、ガス事業会計規則 別表第 1 及びガス事業会計規則 取扱要領第 9 4 に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第 1、ガス事業会計規則 取扱要領第 9 4
31	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。）の還付税額が、損益計算書の法人税等に整理すべきところ、営業外収益の雑収入に計上されていた。	事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。）の還付税額は、ガス事業会計規則取扱要領第 9 4 に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第 9 4
32	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
33	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
34	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法定実効税率に事業税率が含まれていたため、誤った法定実効税率にて法人税等及び調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等が算出されていた。	法人税はガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9)に基づき、及び、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等はガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)に基づき、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
35	託送供給収支	法人税の計上誤り	法人税の計上に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)に基づき、正しい金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
36	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書が作成されていなかった。	乖離率計算書は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.に基づき、作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.
37	託送供給収支	託送供給量の算定誤り	本来、自社消費量を按分して自己託送供給量（自社小売部門等への供給量）を算出するところ、誤って按分前の自社消費量を自己託送供給量として、実績需要量を算出していた。	自己託送供給量、実績需要量は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(2)、別表第3 5.(4)に基づき、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.(2) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(4)
38	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資実績額に供給管分を含めて算出していたことにより、ガス事業法施行規則様式第60第6表に掲げる「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資実績額を誤って算出していた。	本支管投資額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2に基づき、作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
39	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス事業に係る供給販売費のうち、託送費用として特定できる費用が、直接配賦されていなかった。	ガス事業に係る費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1) に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
40	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	ガス事業以外の収益が、その他の営業外収益として託送供給関連部門の収益に整理されていた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
41	託送供給収支	乖離率計算書のうち、実績費用の誤り	実績費用が、実際に発生した費用の額ではなく、誤って算出されていた。	実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3) に基づき、計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)
42	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	誤った金額が託送費用の事業者間精算費として直接配賦されていた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1) に基づき、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
43	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	誤った金額が託送費用の事業者間精算費として直接配賦されていた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1) に基づき、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
44	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス事業に係る費用（教育費）が、託送費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
45	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス事業に係る費用（教育費）が、託送費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
46	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	誤った金額が託送費用の修繕費として直接配賦されていた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
47	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
48	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
49	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
50	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
51	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
52	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
53	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
54	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
55	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
56	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
57	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
58	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
59	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
60	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
61	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
62	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)
63	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
64	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
65	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
66	託送供給収支	特別損失の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る特別損失が計上されているにもかかわらず、託送供給関連部門の費用として整理されていなかった。	ガス事業に係る特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
67	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等が適切な法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
68	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等が適切な法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
69	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等が適切な法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
70	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る営業外収益が計上されているにもかかわらず、「資金運用に係る営業外収益」や直近料金改定時に控除項目として扱われたものが「雑収入」に、扱われなかったものが「その他の営業外収益」に整理されていなかった。	営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(1)(2)(3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(1)(2)(3)
71	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る営業外収益が計上されているにもかかわらず、直近料金改定時に控除項目として扱われたものが「雑収入」に、扱われなかったものが「その他の営業外収益」に整理されていなかった。	営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)(3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)(3)
72	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	損益計算書においてガス事業に係る営業外費用が計上されているにもかかわらず、直近料金改定時に営業外費用として料金原価に織り込まれていたものが「雑支出」に整理されていなかった。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(6)に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(6)
73	託送供給収支	当期乖離額累積額の記載誤り	当期乖離額累積額が、前期乖離額累積額に想定原価と実績費用の乖離額を加えた額を記載していなかった（想定原価と実績費用の乖離額から前期乖離額累積額を差し引いた額を記載していた）。	当期乖離額累積額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.(7)に基づき、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.(7)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
74	託送供給収支	一定水準超過額の記載誤り	一定水準超過額に零を下回る値が記載されていた。	一定水準超過額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (4) に基づき、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (4)
75	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書が作成されていなかった。	乖離率計算書は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. に基づき、作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.
76	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書が作成されていなかった。	乖離率計算書は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. に基づき、作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.
77	託送供給収支	超過利潤計算書のうち「託送供給関連部門事業報酬額」の計算誤り	超過利潤計算書（様式第3）における「託送供給関連部門事業報酬額」について、適切ではない方法で算出していた。	託送供給関連部門事業報酬額の算出は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (5) ただし書きに基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (5) ただし書き
78	託送供給収支	託送資産の計上誤り	託送資産として計上されている設備勘定（有形）の一部について、託送供給業務に関係のない資産を誤って計上していた。	託送資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
79	財務諸表	勘定科目の整理誤り	導管システムのデータ更新作業及び維持管理年間保守に関する費用について誤った勘定科目（修繕費）で整理していた。	損益計算書における勘定科目については、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
80	託送供給収支	供給販売費の配賦基準の誤り	供給販売費の配賦基準について、誤って社員比とされていた。	供給販売費の配賦基準については、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1に基づき、適切なものとすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
81	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表の本支管（主要導管以外）の実績値が誤って記載されていた。	本支管（主要導管以外）の実績値は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
82	託送供給収支	乖離率計算書のうち実績費用の誤り	乖離率計算書について、実績費用の金額が誤って計上されていた。	実績費用はガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)に基づき乖離率計算書に正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)
83	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用「雑支出等」）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだのみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
84	財務諸表	売掛金の一部資産区分誤り	「雑貨販売」の未収分について、本来は売掛金に計上すべきところ、誤って未収入金に計上されていた。	附帯事業に係る売掛金の計上は、ガス事業会計規則別表第1に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業会計規則 別表第1（資産－未収入金、資産－売掛金）
85	託送供給収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	託送収益明細表におけるその他託送供給関連収益を誤って算定していた。	その他託送供給関連収益は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.（5）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1.（5）
86	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本を誤って算定していた。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
87	財務諸表	営業費振替明細表の計上誤り	器具販売費用及び附帯事業費用に係る労務費の振替に算定誤りがあった。	営業費振替明細表に計上する労務費は、ガス事業会計規則第2条別表第1に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
88	財務諸表	営業外収益の計上科目誤り	法人税、（地方法人税）、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。）の還付金は、法人税等に計上すべきところ営業外収益に計上していた。その結果、託送収支計算書の営業外収益についても修正が必要となる。	利益に関連する金額を課税標準とする法人税は、ガス事業会計規則取扱要領第9 4に基づき、法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第9 4

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
89	財務諸表	営業費用／営業外費用の計上科目誤り	供給管取替工事中で発生した突発的な支出費（汚水蓋破損）を、営業外費用（雑支出）として整理すべきところ、託送及び小売の共通事業（修繕費）として整理していた。	修繕費は、ガス事業会計規則第2条別表第1に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
90	託送供給収支	託送収支計算書上の供給販売費の配賦係数誤り	供給販売費の機能別配賦係数（社員比及び総人員比）の算定において、営業雑事業及び附帯事業に係る配賦率を含んで算定していた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
91	託送供給収支	託送収支計算書の託送収益の算定誤り	関係事業者及び附帯事業並びに自社導管部門以外の部門に係る収益が託送供給収支に計上されていなかった。	自社需要家に対する託送供給量・託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
92	託送供給収支	託送収支計算書上の供給販売費の計算誤り	託送費用として特定される費用（事業者間精算費）の一部を使用ガス費に振り替えていた。	供給販売費は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
93	託送供給収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税申告書の金額と託送収支計算書に計上した金額が相違していた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
94	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の無形固定資産の算定において、託送事業に関係しない資産を計上していた。	託送資産の算定においては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
95	財務諸表	ガス事業に供しない費用及び資産の整理誤り	附帯事業として整理すべき山林の委託作業費や土地が、ガス事業の費用、資産として計上されていた。	附帯事業に係る資産及び費用は、ガス事業会計規則第12条に基づき、附帯事業資産及び費用として整理すべきである。	ガス事業会計規則第12条
96	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外収益の機能別原価等への配賦誤り	ガス事業に係る「その他の営業外収益」にガス事業以外の収益を計上していた。	営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(3)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
97	体制整備等	情報管理責任者に係る社内規程不備	ガス事業法上の役員に該当しない者が、情報管理責任者として選任され得る社内規程となっていた。	情報管理責任者の選任については、ガス事業法施行規則第127条の3第1項第6号に基づき、法的要件を満たす役員を選任する規程とすべきである。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第6号
98	託送供給収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	誤った託送供給収益を基に事業税を算定していた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
99	体制整備等	法令遵守に係る規程・計画の不備	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第10号で規定されている規程及び計画が整備されていなかった。	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画は、ガス事業法施行規則第127条の3第1項第10号に基づき整備・運用するとともに、業務執行状況についても監視を行わせるべきである。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第10号
100	財務諸表	勘定科目の整理誤り	収入割に係る事業税は「一般管理費・租税課金」で仕訳すべきところ、決算整理では「法人税、住民税及び事業税」で仕訳していた。	事業税は、ガス事業会計規則第2条 別表第1に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条 別表第1
101	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	ガス事業と附帯事業に関連する費用（一般管理費）が、適正な基準をもって区分整理されていなかった。	附帯事業に係る費用は、ガス事業会計規則第13条第1項に基づき、附帯事業費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条第1項
102	託送供給収支	託送収支計算書上の供給販売費の計算誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）の算定において、取得価額を用いるべきところ帳簿価額を用いていた。これに伴い、供給販売費（修繕費）が正しく機能別展開されていなかった。	供給販売費は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(2)①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
103	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として計上すべき費用が適正に算定計上されていなかった。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2 (1) に基づき、適正に処理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (1)
104	託送供給収支	託送収支計算における「営業外収益」の算定誤り	託送収支計算における「営業外収益」について、誤って算定していた。	「営業外収益」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 3. (3) その他の営業外収益に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 3. (3) その他の営業外収益
105	託送供給収支	託送収支計算における「供給販売費」の算定誤り	託送収支計算における「供給販売費」について、誤って算定していた。	「供給販売費」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 2. (2) 事業税を除く営業費用に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 2. (2) 事業税を除く営業費用
106	託送供給収支	託送収支計算における「雑収入」の算定誤り	託送収支計算における「営業外収益」について、誤って算定していた。	「営業外収益」の雑収入について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 3. (2) 雑収入に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 託送供給収支の算定方法 3. (2) 雑収入

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
107	託送供給収支	託送収支計算における「雑支出等」の算定誤り	託送収支計算における「営業外費用」について、誤って算定していた。	「営業外費用」の雑支出等について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（6）雑支出等に基づき、適正に算定すべきである。 併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（6）雑支出等
108	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外費用の算定誤り	託送収支計算における「営業外費用（資金調達）」について、「特導」以外の費用が加算されていた。	「営業外費用（資金調達）」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用に基づき、適正に算定すべきである。 併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用
109	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外費用の算定誤り	託送収支計算における「営業外費用（資金調達）」について、「特導」以外の費用が加算されていた。	「営業外費用（資金調達）」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用に基づき、適正に算定すべきである。 併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用
110	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外費用の算定誤り	託送収支計算における「営業外費用（資金調達）」について、「特導」以外の費用が加算されていた。	「営業外費用（資金調達）」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用に基づき、適正に算定すべきである。 併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 託送供給収支の算定方法 3.（5）資金調達に係る営業外費用

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
111	託送供給収支	特定導管投資額の算定誤り	託送収支計算における託送資産明細書（特定ガス導管事業者：特定導管投資実績表）について、算定誤りがあった。	託送資産明細書（特定ガス導管事業者：特定導管投資実績表）について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係）託送資産の算定方法 2. 本支管投資額の算定方法に基づき、適正に算定すべきである。 併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 託送資産の算定方法 2. 本支管投資額の算定方法
112	託送供給収支	託送収支計算書の算定誤り	託送収支計算書における一般管理費の算定に誤りがあった。	賃借料については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
113	託送供給収支	託送収支計算書（一般管理費）の算定誤り	一般管理費（事業税を除く）の算定に誤りがあった。	ガス事業託送収支計算規則別表第1 2.(2) ②に基づき、一般管理費（事業税除く）の算定は適正に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
114	託送供給収支	託送資産明細書（建設仮勘定）の算定誤り	託送資産明細書（建設仮勘定）の算定にあたり、計上漏れがあった。	託送資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
115	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書で託送資産としての長期前払費用を算定するにあたり、託送資産として計上すべき同費用を計上していなかったもの。	託送資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. に基づき、適正に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
116	託送供給収支	その他託送供給関連収益の計上誤り	託送収支計算書におけるその他託送供給関連収益の計上を誤っていた。	その他託送供給関連収益については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) に基づき、適正な金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5)
117	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（その他経費）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算出については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
118	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益について、発生の主たる要因に応じて直接配賦をしていなかった。	その他の営業外収益については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
119	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の賃借料の算定において、託送費用として特定できる費用が適正に配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
120	託送供給収支	設備勘定（有形）の算定誤り	託送資産明細の内、有形固定資産が適正に算定されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の金額については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. 2.に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1. 2.
121	託送供給収支	無形固定資産の算定誤り	託送資産明細の内、無形固定資産が適正に算定されていなかった。	託送資産明細書における無形固定資産の金額については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. 2.に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1. 2.
122	託送供給収支	営業外収益（その他）の誤り	営業外収益（その他）にガス事業以外の収入を計上していた。また、収入の発生の主たる要因に応じ直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき、営業外利益は適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
123	託送供給収支	供給販売費の機能別展開誤り	供給販売費（委託作業費、消耗品費、賃借料、修繕費）の算定において、託送費用として特定できるものを直接配賦していなかった。	供給販売費の委託作業費の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき、それぞれ適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)

2025年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
124	託送供給収支	本支管投資額実績表の計上誤り	本支管投資額実績表において、本支管（主要導管以外）投資額が適切に計上されていなかった。	本支管投資額実績表における本支管投資額は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
125	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の内、減価償却費の算定誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
126	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の内、減価償却費の算定誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.